

第7回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

日 時 平成16年1月9日(金)午後1時29分開会  
場 所 稲沢市民会館小ホール

職名	区分	氏名	備考
会長	1号委員 (1市2町の長及び助役)	服部 幸道	稲沢市
副会長		友松 隆利	祖父江町
副会長		伊藤 勇夫	平和町
委員		吉川 昭	稲沢市
委員		伊藤 澄也	祖父江町
委員		織田 克己	平和町
委員	2号委員 1市2町の議会議長が 指名した議員	内藤 和秀	稲沢市
		大河内 明	稲沢市
		野村 英治	祖父江町
		天野 晋	祖父江町
		恒川 宣彦	平和町
		山田 武夫	平和町
委員	3号委員 1市2町の長が選出し た学識経験を有する者	鈴木 清	稲沢市
		塩田 郁夫	稲沢市
		鈴木 恵理子	稲沢市
		山内 孝三	祖父江町
		中村 治男	祖父江町
		片山 柚美子	祖父江町
		山田 勝	平和町
		柴田 隆史	平和町
		堀田 裕美	平和町
委員	4号委員 1市2町の長が協議し て定めた学識経験を有 する者	古池 庸男	共通

## 議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名について
- 4 議事

### < 報告事項 >

報告第 1 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する添付資料の訂正について

### < 協議事項 >

協議第 1 号 新市の名称について

協議第 2 号 地域審議会の取扱いについて

協議第 3 号 町名・字名の取扱いについて

協議第 4 号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第 5 号 介護保険事業の取扱いについて

### < 提案事項 >

提案第 1 号 消防団の取扱いについて

提案第 2 号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて

提案第 3 号 電算システム事業の取扱いについて

提案第 4 号 広報広聴関係事業の取扱いについて

提案第 5 号 納税関係事業の取扱いについて

提案第 6 号 消防防災関係事業の取扱いについて

提案第 7 号 交通関係事業の取扱いについて

提案第 8 号 窓口業務の取扱いについて

提案第 9 号 保健衛生事業の取扱いについて

提案第 10 号 障害者福祉事業の取扱いについて

提案第 11 号 高齢者福祉事業の取扱いについて

提案第 12 号 児童福祉事業の取扱いについて

提案第 13 号 保育事業の取扱いについて

提案第 14 号 生活保護事業の取扱いについて

提案第 15 号 その他の福祉事業の取扱いについて

### < その他 >

- ・ 合併協議会開催予定について

事務局（大野紀明 事務局長）

皆様、改めましてこんにちは。

大変お待たせいたしました。

定刻より若干、1分ぐらい早うございますけれども、ただいまから、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の大野紀明でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

ここで、ご報告させていただきますけれども、本日の会議についてでございますが、委員の皆様21名が出席されておりまして、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第8条第2項の規定を満たしておることを申し上げます。

なお、平和町長でございますけれども、急用ができましたので、先ほど1時間ほど遅れてみえるということで、皆様によろしくということでご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして会長でございます 服部 稲沢市長から、ごあいさつを申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

高い席から、失礼申し上げます。

まず、年が改まりまして、誠におめでとうございます。

委員の皆様方には、本日は大変お忙しい中、第7回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、今日は平和町長が若干遅れてみえるということでございますが、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の議事につきましては、継続協議となっております「新市の名称」、「地域審議会の取扱い」、「町名・字名の取扱い」及び12月4日の第6回協議会で提案させていただきました「国民健康保険事業」、「介護保険事業」のそれぞれの取扱いにつきまして、ご協議を願うわけでございます。

また、「消防団」、「国際交流・広域交流事業」、「電算システム事業」、「広報広聴事業」、「納税関係事業」、「消防防災関係事業」、「交通関係事業」、「窓口業務」、「保健衛生事業」、「障害者福祉事業」、「高齢者福祉事業」、「児童福祉事業」、「保育事業」、「生活保護事業」、「その他の福祉事業」、それぞれの取扱いにつきまして、協議会でご意見を伺ってまいりたいと考えておるところでございます。

なお、新市の名称につきましては、前回の協議会で実施をさせていただくことになりました公募の結果について、報告をさせていただきます。

今後は新市の名称をはじめといたしまして、住民生活に密接した関連する事項を協議して

いただきますので、委員の皆様方の活発な論議をしていただきたいと、お願いを申し上げます。開催に際してのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ご苦労さま。

事務局（大野紀明 事務局長）

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

会議の議事につきましては、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第6条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることとなっております。

以後の議事の取り回しについては、会長にお願いしたいと存じます。

服部会長、よろしくお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名をさせていただきます。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程第7条第3項の規定におきまして、議事録署名委員は、議長が指名することとなっております。

今回の議事録署名委員につきましては、中村治男 委員、鈴木恵理子 委員のお二人をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これより、議事に入らせて頂きます。

それでは、報告第1号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する添付資料の訂正」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

合併協議会事務局次長 渡辺義憲です。よろしくお願いいたします。

資料1ページをお願いいたします。

報告第1号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する添付資料の訂正」につきまして、ご報告を申し上げます。

前回、第6回資料27ページの「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」の提案理由の記述中、表にございますように表の右側下線の部分、「中島郡平和町」とありますのは、表の左側の部分の下線でございますが、「中島郡祖父江町」の記述誤りがありましたので、訂正をしてお詫びを申し上げます。

以上、報告1号につきまして、ご報告申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま事務局のほうで、報告第1号の報告を申し上げます。

それでは、協議事項に移らせていただきます。

本来なら、協議第1号「新市の名称」につきまして、議題とさせていただくわけですが、1号委員でございます伊藤 平和町長の到着が若干遅れておりますので、到着されてから協議をお願いいたしたいと思いますが、先に協議第4号「国民健康保険事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

協議第4号「国民健康保険事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

先般の協議会のほうで提案説明をさせていただいておりますので、協議第4号の内容を朗読させていただきます。説明に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

協議第4号 国民健康保険事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある国民健康保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 国民健康保険税の税率・税額については、合併年度は、合併前の市町による不均一課税とし、翌年度以降は、稲沢市の税率・税額を基に応益割合（均等割及び平等割による課税の割合）を45%以上とする税率・税額を算定の上適用する。

ただし、現中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間、不均一課税を実施し、税負担の急激な変化を段階的に調整するものとする。

また、国民健康保険税の本算定月及び納期数については、平成17年度から稲沢市の制度に統一する。

- 2 保険給付については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 人間ドック事業のうち、検診方法及び項目については、1市2町で現在行っている方法を参考に受診者が選択できる制度とする。

なお、受診者負担額は、3割とする。

- 4 国民健康保険事業基金については、合併時までに適正な基金保有額を積み立てるよう努力し、新市に引き継ぐものとする。
- 5 国民健康保険特別会計繰入金については、不均一課税に伴う合併時の緩和措置による繰入金を除き、稲沢市の繰入金基準とする。
- 6 国民健康保険運営協議会の委員定数及び構成については、稲沢市の例による。

ただし、合併後当分の間、被保険者を代表する委員の選出については、地域性を考慮し、決定する。

平成16年1月9日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第4号「国民健康保険事業の取扱い」につきまして、説明がありました。

ご質問、ご意見のある方は挙手をしていただいて、指名を受けられた後に、市町の名前及び氏名を言われてから、発言を頂戴いたしたいと思います。

ご意見はございませんか。

（発言する者なし）

いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

恒川宣彦 委員（平和町）

4の「国民健康保険事業基金については、合併時まで適正な基金保有額を積み立てるよう努力し」と謳ってありますが、これは、努力はどのような努力をするの。

お金がないところは、努力できませんよ。

議長（服部幸道 稲沢市長）

基金の確保について、担当のほうで発言いただきます。

厚生部会構成員（伊藤善男 稲沢市保険年金課長）

稲沢市保険年金課長 伊藤でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問について、お答えをさせていただきます。

国民健康保険事業の事業基金ということで、努力目標ということで、合併事業までに積み立てをするということでございます。

これにつきましては、資料21ページをお開き願いたいと思います。

現況のところでございます。

一番右の覧、「調整方針」ということで、合併年度前3か年間の保険給付に要した費用と老人保健拠出金及び介護納付金の年間平均額の5%を基金として積み立てるよう努力するということです。

左から稲沢市、平成14年度決算時の基金残高でございますが、425,653,289円。

真ん中は祖父江町でございますが、0円。

それから、一番右が平和町でございますが、78,714,494円ということで、それぞれ合併時までにその市町におきまして5%目標ということで、稲沢市におきましては30,500万円、祖

父江町におきましては7,900万円、平和町におかれましては4,500万円という5%の目標数値を掲げて、合併時までには努力していただきたいというような趣旨でございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

恒川宣彦 委員(平和町)

そうすると、逆に言うと、祖父江町は7,900万円一般財源から持ち込まないといかんということだろう。

そうすると、一般財源が、よその町のことを言っははいけないが、結局、一般財源の持ってくる金が、またそこで当然7,900万円減るということだろう。

議長(服部幸道 稲沢市長)

保険料の中で賄っていただくのか、どうかということのように思いますけれども、これは一人あたりそれぞれ差があるんですけど、5%というと一人あたりいくらになるのかな。

厚生部会構成員(浅井裕久 祖父江町町民課長)

祖父江町町民課長の浅井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

当町につきましては、今現在、お示しのとおり0円となっております。

従いまして、そういった不足分につきましては、一般会計から繰り入れをいたしまして、その繰り入れた額が、当然、繰越金として余剰資金として残りますので、そういったものを合併年度までには、充てたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

恒川宣彦 委員（平和町）

そうすると、僕の言っておるのは、一般財源のほうの預金が減ることだわ。  
そんなことは、簡単なことだわ、そうでしょう。

議長（服部幸道 稲沢市長）

その問題は、すべての基金にかかわる。

恒川宣彦 委員（平和町）

だから、逆に言うと平和町の場合は 4,500 万円だというと、3,300 万円を一般会計へ持っていったら、いいということか。  
理屈は、一緒でないかい。

事務局（大野紀明 事務局長）

ただいまの国民健康保険事業基金でございますが、この件につきましては、今、恒川委員がおっしゃったように、一般会計から入れるかどうかという問題であります。

それは、保険税で通常ルールというのがございまして、繰出ルールというのは、国が示したものがございます。

それ以上に、一般会計から入れられる場合がございます。

それが、たまたま祖父江町の場合は、そうやって入れられてみえますので、この目標額 7,900 万円といたしますのは、ここに書いてあります年間平均 5% の療養費の額でございますので、この額については、祖父江町で保険税を上げていただくのか、一般会計から補っていただくのか、一般会計から補っていただくということになりますと、自前財源でやっていただく。

その分いわゆる基金が減るのか、それとも、建設事業をやめるのか、それは祖父江町のご努力でしていただくということになります。

もう一つ、ここに被保険者一人あたりの額がありますけれども、5% の額といたしますのは、いわゆる医療費といたしますのは、例えば脳外科ですとかをやりますと、一患者 500 万円、600 万円という額が要ります。

これは一人あたいがなんぼだからどうではなくて、結果的にはやっぱり 5% という給付費が要るということでやらないと、一人あたいでやっていると母体が小さいということですので、500 万円、600 万円という患者さんが 2 人出してしまうと、それは 1,000 万円を超えてしまいますので、そういうあたりを踏まえながら、個々の健全財政を進めていくという考え方がございますので、それぞれのところで、この基金についての積み立てについては、手法はともかくとして、税そのもの自体でやっていただくのが、本来の姿ではなかろうかなと、このように事務局としては思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

恒川宣彦 委員（平和町）

そうすると、平和町のことですが、今年、来年の3月から20%値上げするわけですね。

そうすると、何百万使うということは、ちょっと値上げを控えてもいいということか。

だから、一般財源から持っていくということは、逆に社会保険の人は関係ないものだから、怒らせるよ。

織田克己 委員（平和町助役）

この問題については、私たち把握しておるのは国保の値上げは、うちは今の段階では16年度をやっていかれないと、値上げするということで実は対応しておりまして、7,800万円。

今ここに14年度の決算のことが書いてありまして、15年度はほとんど基金が空になる。

値上げして、今の医療費が全体的にどんな程度動いていくのか、そういったことを踏まえた上で、一般会計で最終的には処理せざるを得ないと、こういうふうに認識しております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

一般会計で調整されると、よろしゅうございますか。

恒川宣彦 委員（平和町）

汗を出してやらないといかんということだわ、どっちにしても。

うちのほうは基金ないのか、7,900万円あるが。

議長（服部幸道 稲沢市長）

やはり、医療費は変動する。

一つ風邪がはやっても、非常に医療費が伸びていくという中で運営されてみえますので、やはり腹をくくった上で、またそうしたものも将来のために覚悟しないといかんのかなあというもので、調整がされたものと受け取っております。

ほかにご意見は、ございませんか。

（発言する者なし）

ほか意見もないようでしたら、次へ進めさせていただいて、よろしゅうございますか。

（発言する者なし）

よろしゅうございますか。

はい、ご意見もないようでございますので、協議第4号「国民健康保険事業の取扱い」に

つきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第4号「国民健康保険事業の取扱い」につきましては、原案どおり承認いたします。

続きまして、協議第5号「介護保険事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第5号「介護保険事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

協議第5号の朗読を持ちまして、説明に代えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

協議第5号 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 介護保険事業計画については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の現計画を引き継ぎ、新市において所要の見直しを行うものとする。
- 2 第1号被保険者の介護保険料については、平成17年度から稲沢市の保険料に統一し、保険料の賦課及び納期については、稲沢市の制度に統一するものとする。
- 3 介護保険給付費準備基金については、合併時に統合する。
- 4 介護認定審査会については、地域の実情を繁栄できるよう見直しを行うものとする。

平成16年1月9日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま協議第5号「介護保険事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

協議第5号につきまして、ご意見がありましたら頂戴したいと思います。

ご意見は、ございませんか。

(発言する者なし)

委員の皆様方、ご意見ありましたら頂戴いたしたいと思います。

3号委員さん、よろしいですか。

(発言する者なし)

すいません。それでは、特にご意見もないようでございます。

協議第5号「介護保険事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することとさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第5号「介護保険事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認いたしました。

それでは、次に提案させていただく前に、若干休憩を取らせていただいたほうがいいか、続きで進めさせていただいていいですか。

先ほど、ちょっと事務局のほうでお許しを得ました。

町長は、若干遅れておりますが、このまま次の提案事項のほうへ進めさせていただこうと思っております。提案のほうに引き続いて進めさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、提案第1号「消防団の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局(奥田康生 事務局主幹)

それでは、提案第1号「消防団の取扱いについて」でございますけれども、今これから申し上げますのは提案でございますので、次回の協議会でご協議をいただくという趣旨でございます。

それでは、朗読をさせていただきます。33ページ。

提案第1号 消防団の取扱いについて

- 1 消防団については、現行の稲沢市消防団、祖父江町消防団及び平和町消防団を新市に引き継ぎ、3団を統括する連合消防団長を設けることとする。ただし、平成20年度に、消防団を1団に統合することとする。
- 2 報酬及び費用弁償等については、稲沢市の例により調整する。
- 3 分団等の組織については、現行制度を基本に、稲沢市の例により調整を行い、合併後、組織体制のあり方について検討するものとする。

ということでございます。

はねていただきまして、35ページ、提案理由でございます。

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の消防団については、新市の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するのに適切な機能を十分発揮できるよう、現在の機能を損なうこ

となく一体的に運営されることが求められておりまして、それに従って、当面の間は、原則として、現行の分団、人員その他の体制を維持しながら、指揮命令系統の整理を行い、消防団間の連絡調整のために、消防団長の互選による連合消防団長を設けることとするものでございます。

新市において、適正な組織体制のあり方については十分検討をいたし、消防団については、合併3年後を目途に、1団に統合を目指していくものでございます。

その下でございますけれども、報酬及び費用弁償等の諸制度については、統一かつ合理的な組織運営が必要であることから、稲沢市の例により調整をさせていただくものでございます。

はねていただきまして、36ページ以降、現況が書いてございます。

現在、それぞれ市町に消防団がございまして、3団あるわけでございます。

稲沢市においては6個分団、祖父江町においては6個分団、平和町においては2個分団ということで、3団の14個分団という形が取られてございます。

団員の数といたしましては、稲沢市消防団が111人、祖父江町消防団が105人、平和町消防団が56人という体制が現状でございまして、37ページの調整方針のところを書いてございますが、現在、組織形態は、今申し上げたとおりでありますけれども、平成19年度までにおいては、1連合会3団14個分団、連合会長が1人、これは団長を兼務する。

団長は3人、副団長は6人、以下ここに書いてあるとおりでございまして、平成20年度からは、1団の14個分団にしていくということでございます。

その一番下のところに、「班長は廃止し、分団ごとに部長を2名とする」という方針でございまして。

はねていただきまして、38ページ、「報酬・費用弁償等」。

それぞれ市町の消防団員の方に対する報酬、あるいは費用弁償、あるいは消防団に対する交付金等の違いがございまして。

これにつきましては、調整方針に書いてございますように、報酬及び費用弁償等については、稲沢市の例により調整をさせていただくということでございます。

以下、39ページには「先進事例」と「法令・取扱通知等」が掲載してございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案第1号「消防団の取扱いについて」の説明を終わります。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局の説明が終わりました。

この問題については、次回で協議を願うということでございますが、この際、今説明しました内容につきまして、ご質問があればいただいております。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

野村英治 委員（祖父江町）

祖父江町の野村でございます。

この消防団の取扱いについては提案でありますので、次の機会ということではありますが、ここに提案された内容が、稲沢市のほうに合わせるという内容ではありますが、これはやはり各市町、消防団というのは大変特殊なものであるのかなあと思うものですから、これは提案される前に、どのように調整がされたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

議長（服部幸道 稲沢市長）

調整の方法について、ご質問でございます。

総務部会会長（大木和也 稲沢市総務部長）

ただいまのご質問に対して、ご答弁をさせていただきます。

稲沢市総務部長の大木でございます。

消防団の取扱いにつきましては、1市2町それぞれ分科会、総務部会を通じまして、幹事会、トップ会議等に挙げたところで、このことについては、消防団長のご意見も聞いて欲しいというお話の中で、12月2日に1市2町の団長等それぞれにお集まりをいただきました。

そこで協議をいただきました内容が、本日の提案の一つにもなっております連合体という話も、団長さんのほうからご意見が出た内容でございます。

なお、報酬のその他の交付金等の取扱いについては、今後、さらに団長さん等のご意見も聞く中で、まとめていきたいと考えております。

そういう意味でございますので、よろしく願い申し上げます。

野村英治 委員（祖父江町）

そうしますと、ここには提案がされておりますが、報酬等についてはまだまだこれから、今の各消防団で相談をされて、やられるということで、ご理解をしてもよろしいでしょうか。

総務部会会長（大木和也 稲沢市総務部長）

ご意見のとおりであります。

基本的には、考え方はそれぞれお話をいただいておりますが、報酬の中身そのものについては、ご意見は詳しくはいただいております。

考え方は、お示しはいたしておりますが、このことに関しましても、ご意見はいただいております。まいりたいと、このように考えておりますので、お願いを申し上げたい。

ただし、報酬の中であるいは交付金、その他の取扱いの中で、いずれにしてもどこに合わ

せるにしても、その財源は当然必要になってまいりますので、これらも踏まえて調整はさせてもらいたいと考えておりますので、お願いを申し上げたいと思います。

野村英治 委員（祖父江町）

十分に、やはり消防団の方々にご意見を聞いていただいて、詰めていただきますように要望させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ほかにご意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

内藤和秀 委員（稲沢市）

稲沢の内藤でございます。ご苦労さんでございます。

これを見せていただきますと、確かに稲沢市が団員数で言っても111人、祖父江町が105人、平和町が56人と、こんなような団員の皆さんを抱えてみえるということではありますが、祖父江町は大変しっかり、内容はよく分かりませんけれども、おやりになってみえるのかなという感が否めないわけであります。

それだけに、今の発言、いろいろとあったのだろうと思うんでありますけれども、とりあえずこの20年までは、この1連合会でもって運営していったほうがいいというようなお話があって、このようになったというふうに理解してもよろしいわけでございますね。

それからまた、もう一つは20年からは、団員の数も合計が現在272人ですか、それが合計267人ということになって、多少は減っておりますが、これは役員の数でありましようけれども、ほとんど減っていないといいましようか、減ることはいいことではありませんので、これで結構でありますけれども、できるだけ1市2町が合併して、こういうようなものができたときには、すっきりとした格好で、濃淡のないようにお願いしたいなという意見として申し上げておきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

意見でございますので、簡単に答弁していただければそれで結構ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

総務部会会長（大木和也 稲沢市総務部長）

ただいまのご答弁を申し上げますが、まず最初に、お話をいただきました連合会の取扱いであります、いきなり1団14個分団とする取扱いについては、それぞれ1市2町の取扱

いの中では、いきなりについてはやっぱり時間的余裕がないということの中で、まず現在あるそれぞれの団を一つのものにして、それぞれの団として動くようお願いはしたいというお話がございました。

この取扱いの中で、連合会という取扱いを進めさせていただいたものであります。

現在、既に1市2町については、こうした連合体の協議会、こうしたものがございます。

こうした中で、取扱いで団長当方のご意見もいただいた中で、このようにさせていただいたものであります。

さらに、3年後の平成20年に1団14個分団ということについても、現在の中ではこの格好が一番いいのかどうかという話は、確定ではございません。

しかしながら、分団員の数におきまして、稲沢市、祖父江町、平和町の各分団はそれぞれ団員数が違います。

平和町におきましては、1分団と2分団の団員数も違う状況にあります。

これらについても、この3年のうちに、どのようにしていくかということも、さらに協議して、現在この提案している数字がそのままになるかどうかは、今後の協議の中で変更はあり得るというふうに考えておりますので、お願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

要するに、14万都市になって面積もそれなりに構えてくると、それなりに標準の配置数も示されてくる。

そうした中で、交付税やいろんなものも算定されてくるということも念頭において、これからの行政を見据えていただかなければいけないと思いますので、そうした点も踏まえて、また今、委員さん方の意見も念頭において、市町の調整をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ほかの委員の皆様方、ご意見がありましたら頂戴いたしたいと思います。

特に何か今回、次回の時にこうしたことも説明して頂戴よというようなことがありましたら、申し出ていただきたいと思います。

3号委員さんの方、よろしゅうございますか、ご質問ありませんか、ほかに。

（発言する者なし）

ご質問もないようでございますので、ただいまの「消防団の取扱い」につきましては、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、提案第2号「国際交流・広域交流事業の取扱い」につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局（奥田康生 事務局主幹）  
ご説明申し上げます。

提案第2号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて

- 1 都市交流  
現行のとおりとする。
- 2 国際親善  
稲沢市の事業を継続する。
- 3 国際交流機関  
原則として、現行のとおりとするが、合併後、そのあり方について調整に努める。

はねていただきまして、提案理由でございます。

現行の国際交流・広域交流事業の成果を継承、発展させるための調整案でございます。

はねていただきまして、44～45ページのところに現況が掲載しております。

都市交流としては、稲沢市がこのような状況になっておりまして、このことについては、現行のとおりとするという調整方針でございます。

国際親善についても、このような親善事業が、活動が行われておりまして、これにつきましては、稲沢市の事業を継続するという調整案でございます。

45ページでございますけれども、国際交流機関として、1市2町それぞれこうした国際交流期間が存在したり、あるいは加入しているという状況でございます。調整方針としては、原則として現行のとおりとするが、合併後にそのあり方について調整をしていくというものでございます。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいまの「国際交流・広域交流事業の取扱い」につきまして、ご質問等ありましたらお受けしたいと思います。ご質問はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

野村英治 委員（祖父江町）

祖父江の野村です。

祖父江町においては、今の姉妹都市とかそういうものはありませんので実質分かりません

が、これ事業費ですね。

どのぐらいの事業費がかかるものかよく分かりませんので、それを説明していただくと助かるなと思っていますが。

議長（服部幸道 稲沢市長）

交流事業に要する費用、大体、年間どのぐらい見込んでおるかという。

事務局（大野紀明 事務局長）

事務局長の大野でございます。

今、きちとした数字がございませんので、記憶のある中でお話をさせていただきたいと思えます。

一国ですね、私らの場合では、例えば、ギリシャ・オリンピアの場合ですと、周年事業ということで5年、10年という形でやっています。

1回行きますと、やっぱり600万円ぐらい交流にかかっております。

通常の交流は、まあそれは今600万円ぐらいと言いましたのは、行くときの人数によって違ってまいりますので、600万円前後ということで、ご理解は賜りたいと思えます。

通常は、民間レベルの市民交流ということで行っております。

私どもでは、国際友好協会というのがございまして、年間補助金として、そちらのほうに250万円程度補助を出しております。

その中で、草の根で市民の交流団がギリシャに行くと言った場合に、その旅費の一部、1人2万円ぐらい補助金を出して民間で行っていただく。

それから、もう一つは中国の赤峰市というのがございまして、ここは距離も近うございまして、一端おみえになりますと、これも交流事業として、周年事業で5年、10年。

稲沢から行った場合には5年で、稲沢が行った場合については、10年目にはこちらのほうへおみえになると。

その経費負担でございますが、北京の空港までは自分たち持ち、東京あるいは大阪へ来るのは中国経費、それぞれそこから、いわゆる入国手続きが済んでからは、その接待、例えば施設見学、その経費は自国で持つ。

それは、大体400万円前後でいうことであります。それが5年に1回ずつ来る。

今回、ギリシャで今年オリンピックがございまして、このオリンピックの採火式に中学生7人を招待したい。

そちらで聖火リレーランナーとして走っていただきたい、そういうご招待もございまして。

この招待について私たちどもでは、今回、人が多うございまして700万円ちょっとの補正予算を組ませていただきまして、そういうギリシャから招待があったり、オリンピック記念の年でありますので、そういう聖火式に中学生を招待してくれと、そういう話がまいります。

それから、郡上郡八幡町でございますが、これは周年事業をやっておりまして、お金的には国内交流でございますので、市民レベルでそれぞれのスポーツ団体あるいは芸能団体が交流をしてみえますが、この件については市としては、バスをお貸しする程度。

あと周年事業として、植樹祭をしておりましたけれども、額的には100万円前後ぐらいからということであります。

ただし、郡上郡八幡町につきましては、この3月1日から合併して、郡上市になられるということで、八幡町側から協定書の解約をお願いしたいということで、2月1日に友好交流については解約をさせていただきまして、新市になったらお互いに考えましょうかという話になっております。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

後、中国の、愛知県がピンポン外交をやっておる部分のあれはいいの。

事務局（大野紀明 事務局長）

はい、すいません。

今、会長からお話ございましたが、「ピンポン外交」と言いまして、愛知県が江蘇省とやっております、中学生をピンポンを通して出したいので、稲沢市から男子選手1人、女子選手1人、実は送っていただけないかということがありまして、それらのお付き合いの点で、中国卓球大会に参加をしておる場合がございますが、国際交流ということではなくて、そのような事業、行事にも参加をしたことがございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

後は、それで友好協会のほうへお願いして、例えば、民間の皆様方が、ロータリーやライオンズで市町へ招待されるときは、友好協会のほうでお願いをして記念品等はいただいて、そうしたことでお付き合いはさせていただいております。

そのほかに……。

（発言する者なし）

はい、ほかにご意見もないようでございますが、提案第2号「国際交流・広域交流事業の取扱い」につきましては、次の協議会で協議をお願いしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

提案第3号「電算システム事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

提案第3号「電算システム事業の取扱いについて」のご説明を申し上げます。

#### 電算システム事業の取扱いについて

- 1 電算システムについては、稲沢市の処理方法(システム)に統一することを原則とし、業務毎の実態に応じて、次のいずれかにより措置する。

なお、システムの切り替え、データ変換等の方法や時期について必要な事項は別途調整する。

- (1) 「完全統合システム」で運用する。

稲沢市のシステムに必要な改修と必要なデータを統合(データ変換・データ入力)し、合併時から運用するもの。

- (2) 「一部統合システム」で運用する。

稲沢市のシステムに必要な改修と必要な部分のデータを調製のうえシステム化し運用するが、関係データの統合(データ変換・データ入力)は合併後とするもの。(データの統合が発生しないシステムを含む。)

- (3) 「現行システム」を継続して運用する。

現行システムをそのまま継続し、システム改修やデータ統合等を行わない取扱いとするもの。

- (4) 「新規システム」で運用する。

合併に伴い新たなシステムを構築し、必要なデータを統合・調整したうえで運用するもの。

- (5) 対応せず。

システム上の対応は行わないもの。

- 2 システムの運用に際して必要なセキュリティについては、稲沢市の制度を基に調整し、機器・ネットワーク環境及びシステム・データ環境における対策を図るものとする。

はねていただきまして、50ページでございますけれども、提案理由といたしまして、「システム関係については、住民サービスの低下を招くことなく、既存のシステム上の対応及び処理形態を整理、統合化した合理的な体制とするためである」という提案理由でございます。現在、1市2町におきましては、それぞれの市町のシステムで稼働しているわけであり

ます。しかしながら、合併に伴ってそのシステムを統合させる場合に、どれかのシステムに統合していくことが合理的である、というふうな考え方でございます。

従いまして、システムの容量の大きさやシステムの新しい古いもそこにはあるわけございまして、稲沢市のシステムが、平成15年度にリプレイスをしてございますので、原則として、稲沢市のシステムに統合していこうという考え方でございます。

それから、2番目のセキュリティーの関係ですけれども、これは今日的テーマでありまして、行政情報も流れていくわけでありますので、新市の組織、機構及び、業務の規模にふさわしい機密性、安全性及び可用性を維持するために提案をさせていただいたということでございます。

51ページから、ずっと何ページかつながっておりますけれども、今ここに掲げてございますそれぞれの個別のシステムが、これだけ電算機を利用した仕事を現在行われておるところでございます、一番右の「調整方針」のところに書いてございますように、一番上ですと、「(1)完全統合システムで運用する」という方針で進めさせていただくことを、提案申し上げておるものでございます。

一番右を見ていただきますと、(1)であるとか、(2)であるとか、はねていただきまして(3)であるとか、それぞれのシステムごとに調整方針が掲載されてございますので、ご覧いただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

「電算システム事業の取扱い」につきまして説明がございましたが、これに対しまして、ご意見がございましたら、頂戴いたしたいと思えます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江町の天野です。

統合、一部なりすべてを統合する場合、各公共施設間の接続というのは、現在、市ないし町の中で接続する方法を取っておると思うんですけど、これを全体を統合するとなると、一定の思想を持った統合の仕方というのを考えないといかんと思うんですけど、そこら辺の考え方についてはどういう考え方、ここでは考え方を出さずに、こういう接続の仕方についてなんですけど、そこら辺の考え方は、腹案があれば出していただきたい。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

事務局として、今ご質問がありましたように、合併した場合の公共施設のネットワークを組んでいくことについては、現在検討いたしております、どのように進めていくかについて、本協議会の平成15年度予算の中でも、そのあり方について調査をするよう予算がついてございます。

現在、委託事業でそれを進めておりまして、明らかになります。

今、お尋ねのどのような思想かとおっしゃる部分について、どのようにお答えをしたらいいか。

思想とは、どのようなことでしょうか。

天野 晋 委員（祖父江町）

どういうふうな考え方で、このネットワークをしていくのか。

完全にイントラネット的に、この1市2町の関係を接続、例えば、光ファイバーなりを敷設して接続するような考え方を持っておるのか、そうではない今のケーブルテレビを利用したような接続の仕方を考えているのか、全体的な構想についての考え方があれば、という意味です。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

はい。今のお話ですと、ネットワークをどのインフラを使って構築していくかということでありますけれども、現在、そのインフラのレベルの違いと申しますか、供給の度合いが違う部分があります。

どのインフラを使うかということでありますけれども、現在、稲沢市はケーブルテレビのケーブルを使った部分と、NTT回線を使った部分、両方あるわけでありますが、現在考えておりますのは、全部NTT回線でネットワークを結ぼう、そのほうが信頼性があるということがまず一つ。

ケーブルテレビを使って、共通なメディアをどのようにしていくかということについては、ここの電算システムの項目ではなくて、情報インフラとして、これからどうしていったという計画の部分になります。

行政情報のネットワーク、あるいは義務教育の小中学校のネットワークについては、現在のところ、NTT回線を使ったネットワークの展開を考えて進んでおるところであります。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

ほかに委員、ご意見がありましたら頂戴いたしたいと思えます。

（発言する者なし）

ご質問もないようでしたら、「電算システム事業の取扱い」につきましても、次回の協議会でお諮りを申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

もう1問をやっておいて、休憩に入らせていただきたいと思いますと思いますが、提案第4号「広報広聴関係事業の取扱い」につきましても、議題とさせていただきます。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

ご説明申し上げます。

提案第4号「広報広聴関係事業の取扱いについて」を朗読いたします。

提案第4号 広報広聴関係事業の取扱いについて

1 広報紙の編集発行

編集、発行回数は合併時に稲沢市の制度に統一する。

2 広報広聴刊行物の編集発行

合併後、新市において調整する。

3 その他の広報事業

原則として稲沢市の事業を継続する。

ということであります。

はねていただきまして、61ページ、提案理由でありますけれども、広報広聴関係事業は、市民に必要な情報の提供と市民ニーズの情報を通じて、開かれた行政を進めるものであり、新市においても、重要な施策として実施する必要があるため、提案をさせていただいたものでございます。

はねていただきまして、63ページ、現況と調整方針が書いてございます。

まず、「広報紙の編集発行」でございますけれども、これは原則月2回のところと、月1回のところがあるわけでありまして、特に稲沢中島広域事務組合においては、年2回発行されておるという状況で、このことについては、稲沢市の制度に統一をしていくという提案でございます。

2番目の「声の広報の編集発行」については、稲沢市の事業を継続する。

それから、「広報板の管理」については、稲沢市と平和町が、広報板が存在するわけでありまして、当面、稲沢市の事業を継続して、その後については廃止をするという提案でございます。

はねていただきまして、64ページ。

「ホームページの公開管理」については、それぞれあるわけでありまして、稲沢市の場合と稲沢中島広域事務組合の場合は、自庁、自分のところでやっておるということで、このことについては稲沢市の制度に統一させていただく。

その下でありますけど、先ほどのご質問にも関係しますけれども、「ケーブルテレビ市政番組の制作放映」につきましては、現在、稲沢市がこのような形で進めさせていただいておりますが、調整案としては、稲沢市の事業を継続し、新市全域への情報提供に向けて、合併後新市において検討すると、このようなご提案をさせていただくものでございます。

その下、「市政への提言・意見の受付回答」については、稲沢市の事業を継続させていただくという提案でございます。

市役所出前講座、あるいは市政世論調査、市政懇談会、これについても、稲沢市の事業を

継続して行っていく。

65ページの下のところでありますけれども、「広報広聴刊行物の編集発行」につきまして、新市になりますので、それぞれ新しいものの調整が必要となるということでございまして、合併後、新市において調整をするという調整方針を提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

「広報広聴関係事業の取扱い」につきまして、今、事務局の説明が終わりました。

これに対しましてご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思います。

ご質問ありませんか。

（発言する者なし）

ないようでしたら、次回こうしたことを中心に提案をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで1時間が経過しましたので、休憩をとらせていただいて、10分間休ませていただき、平和町長もご出席になりましたので、協議もお願いしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、休憩とさせていただきます。

（10分間休憩）

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは休憩前に引き続き、協議をお願いしてまいりたいと思います。

平和町長もご出席でございますが、先ほどから会議を進めさせていただいておりますように、先に提案のほうをさせていただこうと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

提案第5号から第15号まで事務局のほうで、この提案について一括提案をしていただいて、次回の協議に付してまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

では、事務局から説明をしてください。

事務局（奥田康生 事務局主幹）

引き続いて、提案について申し上げます。

67ページをお願いいたします。

提案第5号「納税関係事業の取扱いについて」、朗読いたします。

#### 納税関係事業の取扱いについて

- 1 各種手続き等の窓口については、原則として、現行のとおりとする。
- 2 口座振替制度については、合併翌年度(平成17年度)から稲沢市の制度に統一する。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員定数は6人とし、委員の選出については、地域の実情を反映できるよう考慮し、決定する。

はねていただきまして、69ページ、提案理由でございます。

- 1 各種手続き等の窓口については、住民の利便性の確保を図るため、原則、現行のまま、1市2町域のそれぞれに置くものということで、提案をさせていただきました。
- 2 口座振替制度については、収納率の維持・向上を図るためということでございます。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員選出については、効率的な運営を維持するとともに、地域の実情に配慮するためでございます。

はねていただきまして、70ページの一番上でございますけれども、「税の申告受付」については、「受付会場は、現稲沢市域、現祖父江町域及び現平和町域に1か所ずつ置く」という調整方針でございます。

その下も同様に、「軽自動車標識交付及び廃車申請」についても、同様でございます。

「税証明の交付申請及び証明」については、稲沢市の制度に統一するというところでございますけれども、現行の交付場所が存続するというところで、交付場所は、現稲沢市域、現祖父江町域、現平和町域に計10箇所を置くということでございます。

手数料については、稲沢市の制度に統一をするというものでございます。

「課税台帳」の縦覧・閲覧については、稲沢市に一元化する方向で調整をする。

はねていただきまして、「督促、催告」については、督促手数料について平成17年度から稲沢市の制度に統一するというところで、徴収しないということでありませう。

「口座振替制度」については、平成17年度から稲沢市の制度に統一するというところでございますが、現在、祖父江町及び平和町において税目指定又は1人複数口座指定がされているものについては、制度の円滑な統一が行えるよう努力をしていくという調整案でございます。

「固定資産評価審査委員会」の案件につきましては、委員定数は6人として、地域の実情を反映できるように決めていくという方針でございます。

はねていただきまして、先ほど申し上げました「税証明交付手数料一覧表」については、このような状況でございます。

次に、77ページ、提案第6号「消防防災関係事業の取扱いについて」、朗読をさせていただきます。

#### 消防防災関係事業の取扱いについて

- 1 消防本部及び消防署については、現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した名称とする。
- 2 地域防災計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用することとする。
- 3 中島郡祖父江町及び中島郡平和町が他町村と締結している各種応援協定については、併時に廃止する方向で調整する。
- 4 総合防災訓練については、合併後速やかに、新市において調整することとする。
- 5 防災行政無線については、新市に引き継ぎ、その運用方法については、合併までに統一する方向で調整することとする。
- 6 消防設備設置費等補助金については、稲沢市の例により調整する。
- 7 自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、自主防災組織への補助については、稲沢市の例により調整する。  
ただし、祖父江町自主防災会連絡協議会は、合併時に廃止する方向で調整する。
- 8 防災会議については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 9 祖父江町消防委員会については、合併時に廃止する方向で調整する。

ということで、はねていただきまして、79ページ。

提案理由でございますけれども、消防防災関係事業は、住民の生命と財産を守り、安心・安全な暮らしの実現するためには、欠かすことのできない事業でありますため、新市においても、災害時等における指揮命令系統に支障が生じないよう、無線設備や防災計画について、早期に統一できるよう調整する必要があるための提案でございます。

また、災害時等においては、自主防災組織の役割も重要であるため、その育成・強化のため、資機材等の整備や補助についても、充実を図る必要があるとするために提案をさせていただきました。

はねていただきまして、80ページ、81ページのところです。

このような調整方針で進んでまいりますのでございまして、特に82ページの一番上、「消防関係事業」のところでございますけれども、「消防施設設置補助」のところ、調整方針については「稲沢市の例について調整する。」ということで、その下に「祖父江町及び平和町が所有している街頭消火器等については、合併時に、各地区へ移管し、その後の維持管理は行うものとする。」ということの方針を提案させていただくものでございます。

それから、83ページ、広域事務組合でございます。

「現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した消防本部の名称とする。」それから、位置、名称、管轄区域についても、現行のとおりとするということで、その下の「消防本部・署の組織」については、「新市の消防本部として再編する。」ということでございます。

はねていただいて、84ページ、「愛知県尾張水害予防組合」あるいは「公共的団体等」の

調整方針については、掲載の通りでございます。

はねていただきまして、87ページ、提案第7号「交通関係事業の取扱いについて」、朗読をいたします。

#### 交通関係事業の取扱いについて

- 1 稲沢市が実施している稲沢市コミュニティ・タクシー運行試行事業（ふれ愛タクシー）については、合併翌年度（平成17年度）から廃止する。中島郡祖父江町が実施している祖父江町巡回バス運行管理業務委託事業については、合併後3年間を目途に、現中島郡祖父江町域においてのみ継続する。ただし、利用料金を100円とし、「地域と公共施設巡回コース」は廃止する。
- 2 交通災害共済事業については、合併時をもって加入申込みの受け付けを停止する。
- 3 防犯灯設置等に係る補助制度については、合併時に稲沢市の制度に統一する。

はねていただきまして、89ページの提案理由のところでございます。

- 1 稲沢市が実施している「ふれ愛タクシー」については、試行期間中における利用状況を勘案したものでございます。

祖父江町が実施している「巡回バス事業」について、「朝夕コース」は、合併後3年間を目途に、経過的に継続して実施することとし、「地域と公共施設巡回コース」は、利用状況を勘案し、廃止とするものである。

ただし、利用料金については、利用者負担の原則に則り、100円を徴収するという理由で提案をいたしておるものでございます。

- 2 交通災害共済事業についてでございますけれども、現在は民間の災害保険が充実しており、また、1市2町で行っている共済事業については、引き続き行政が本事業を行っていく必要性が薄れてきたため、このようなご提案をさせていただくものでございます。
- 3 防犯灯設置等に係る補助制度については、各地域の需要に応じた整備・運用を確保することができる制度に統一をしていくためでございます。

はねていただきまして、90ページ、「公共交通機関の充実」のところの調整方針の中で、一番下のところで、「運行の無くなる昼間の時間帯は、他分野も視野に入れ、別途、バス車両を活用していく」ということを附記してございます。

はねていただきまして、92ページのところでございますが、「防犯対策」のところの「防犯灯設置」のところでございますけれども、「合併時に稲沢市の制度に統一する。」ということで、現在それぞれ1市2町で補助を行ったり、あるいは行政費用で行ったりしている部分がありますけれども、このことについても、合併時に稲沢市の制度に統一していくというものでございます。

以上、その下に「公共的団体等」もこのような調整方針となっております。

はねていただきまして、97ページ、提案第8号「窓口業務の取扱いについて」、朗読をいたします。

#### 提案第8号 窓口業務の取扱いについて

- 1 祖父江町役場及び平和町役場で行っている住民登録、戸籍届や印鑑登録等にかかる窓口業務については、引き続き、支所において取り扱うこととする。
- 2 窓口業務にかかる手数料については、適正かつ応分の負担となるよう見直しを行うものとする。

ということで、はねていただきまして、提案理由といたしましては、

- 1 住民の利便を確保するため。
- 2 差異のある手数料については、適正な負担となることを目的とするためでございます。

はねていただきまして、101ページ、現況そして調整方針が、それぞれ書いてございます。

102ページ、「手数料」につきましては、現況はそれぞれ書いてございますが、調整方針として「下記のとおり見直すものとする」ということで、このような調整方針の額になってございます。

それから、はねていただきまして、105ページ。

提案第9号「保健衛生事業の取扱いについて」、朗読いたします。

#### 提案第9号 保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 健康手帳の交付については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の方式に統一する。
- 2 成人の基本健康診査事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 歯周病検診事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 骨密度検査、がん検診の負担金については、1市2町の実態を勘案し、見直すものとする。
- 5 産後ケア事業については、平成17年度から中島郡祖父江町の制度を実施する。
- 6 予防接種事業については、ポリオ、BCGを除いた乳幼児の三種混合、二種混合、日本脳炎、麻しん及び風しんは、個別接種とする。
- 7 訪問指導、健康教育、健康相談、機能訓練及び療育支援事業等については、稲沢市の制度を基に合併時に再編する。

というものでございます。

はねていただきまして、提案理由。

- 1 健康手帳の交付が定められてない世代においても、自分の健康に関心を持ち、健康増進に向けた自主的な努力を促進する必要があるためでございます。
- 2 健康診査事業については、健康増進法の趣旨に基づき集団健診を継続し、健康の増進に役立てるためでございます。
- 3 歯周病検診事業については、住民サービスを勘案し、年齢制限のない検診体制を可能とするためでございます。
- 4 骨密度検査、がん検診については、適正な負担を求めつつ市民の健康の増進を図るためでございます。
- 5 産後ケア事業については、少子化及び核家族化の視点から、子供を産み育てやすい環境の整備を図るためでございます。
- 6 予防接種については、個別接種を導入することにより、接種日を選択できるよう住民サービスの向上を目的とするものでございます。
- 7 訪問指導、健康教育、健康相談、機能訓練及び療育支援事業等については、1市2町の実態等を勘案し、適切な実施を図るためでございます。

はねていただきまして、112ページから、それぞれ事業ごとに現況と調整方針が、掲載をしております。

続いて123ページ、提案第10号「障害者福祉事業の取扱いについて」、朗読をいたします。

#### 提案第10号 障害者福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 心身障害者扶助料については、稲沢市の制度に統一する。
  - 2 住宅リフォーム補助金(障害者住宅改修事業)については、稲沢市の制度に統一する。
  - 3 福祉タクシー料金助成事業(重度心身障害者タクシー料金助成事業)については、稲沢市の制度に統一する。
  - 4 寝具洗濯乾燥クリーニング事業については、中島郡祖父江町の制度に統一する。
  - 5 重度心身障害者ガソリン助成事業については、廃止をする。
- というものでございます。

はねていただきまして、提案理由としては、障害者福祉事業については、事業の効果を勘案して、公平かつ健全な運営に必要な観点から、適正な水準とするための提案でございます。

続いて、129ページ、提案第11号「高齢者福祉事業の取扱いについて」、朗読をさせていただきます。

#### 提案第11号 高齢者福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある高齢者福祉事業については次のとおり取り扱うものとする。

- 1 敬老祝金については、稲沢市の方式に統一する。
- 2 敬老式並びに金婚式に関しては、稲沢市の方式に統一し、首長の慰問については中島郡祖父江町の方式とする。
- 3 ホームヘルプサービス事業については、現行のとおりとし、手数料に関しては、稲沢市の制度に統一する。
- 4 デイサービス事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 5 給食サービス事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 6 単身高齢者世帯見回事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 7 緊急通報システム事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 8 老人クラブへの助成補助については、稲沢市の制度に統一する。

なお、組織については、合併後に統合する方向で検討をする。

はねていただきまして、提案理由でございます。

- 1 敬老祝金については、節目支給の方式を導入することにより、祝金制度の趣旨を明らかにするため見直しを図るものでございます。
- 2 敬老式等については、巡回バスの配車により、積極的な参加を促すとともに、長寿者への効率的な訪問を行うことを目的とするために提案をいたしております。
- 3 ホームヘルプサービス事業の手数料については、公平性を保つ意味から所得に応じた金額とするために提案をいたしております。
- 4 デイサービス事業については、介護予防事業の一環として、自立高齢者の在宅での生活を促すために提案をいたしております。
- 5 調理困難なひとり暮らし老人の健康管理と安否確認を行うことを目的に必要な施策とするための給食サービスの提案でございます。
- 6 ひとり暮らしの老人宅を定期的に訪問し、安否確認を行い生活上の相談に応じて、精神的な安定を図る施策とするための提案でございます。
- 7 低所得者の経済的負担を軽減する目的として、必要な施策とするためでございます。
- 8 老人クラブへの助成補助については、クラブ活動の健全な育成のため見直しを図る。という考え方でございます。

続いて、139ページ。

#### 提案第12号 児童福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある児童福祉事業については、次の

とおり取り扱うものとする。

- 1 出産祝い金については、合併時に廃止する。
- 2 子ども会については、連絡協議会への補助は中島郡祖父江町の方式とし、単位子ども会への補助は稲沢市の方式とする。  
なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。
- 3 母親クラブについては、稲沢市の補助制度とする。
- 4 遺児手当は、支給年齢については中島郡祖父江町の制度とし、金額については稲沢市の制度に統一する。
- 5 母子家庭賃借住宅助成については、合併時に廃止する。
- 6 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業については、現行のとおり継続する。  
ただし、利用料については、平成17年4月から有料化とする。

というものでございます。

141ページ、提案理由についてでございます。

- 1 出産祝い金については、制度の趣旨から反映された実績等を考慮し、見直しを行ったものでございます。
- 2 子ども会については、適正かつ公平な補助を目的とし、クラブ活動の健全な育成を図るため見直しを行ったものでございます。
- 3 母親クラブについては、児童福祉の向上のため必要な活動団体として支援をしていくものでございます。
- 4 遺児手当については、制度の趣旨を明らかにするため適正な額といたしたものでございます。
- 5 母子家庭賃借住宅助成については、対象者の実態等を勘案し、制度の見直しを行うというものでございます。
- 6 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業については、適正かつ健全な運営を行うために提案をさせていただきたく存じます。

続きまして、149ページ、提案第13号「保育事業の取扱いについて」、朗読をいたします。

提案第13号 保育事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異のある保育事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 公立で運営する保育園については、現行のとおりとする。  
延長保育時間については、登園が一番早く、降園が一番遅い時間に統一する。  
広域入所については、公私立全園を対象に実施する方向で調整し、委託先及び受託先

は現行のとおりとする。

乳児保育については、当面現行のとおりとし、新市において実施する園を検討する。

2 公立保育園の行事及び検診方法については、稲沢市の制度に統一する。

3 特別保育事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。

なお、障害児保育については指定園方式とし、一時保育の利用料については稲沢市の制度に統一する。

4 公立保育園の給食は、当面現行のとおりとし、調理方式及び賄材料の購入方法については、新市において調整する。

また、給食費の無料化については、平成16年度をもって廃止する。

5 保育園の入園、退園等の基準、事務手続きは、稲沢市の制度に統一する。

なお、保育料は、合併時に弾力徴収率61%(現行の稲沢市の水準並み)に統一する。

ただし、中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間で統一できるよう弾力徴収率を段階的に引き上げることとし、不均一徴収を実施する。

6 子育て支援事業については、稲沢市の制度に統一する。

というものでございます。

152ページでございますが、提案の理由といたしまして、

1 保育時間の延長及び広域入所の拡大については、保護者の保育ニーズに応える必要があるということでございます。

2 公立保育園の行事及び検診内容については、保育指針に適合した内容とするためでございます。

3 特別保育事業については、国又は県の補助制度等により実施されてきた経過があり、児童福祉の向上を図るためのものでございます。

一時保育の利用料については、県の補助基準に準じて実施するものでございます。

4 公立保育園の給食については、市町の実情により自園方式と給食センター方式による相違がございまして、施設の建設を含めた検討が必要とされるためでございます。

給食費については、県内他市の現状に照らして適正な負担を求めるためでございます。

5 保育料については、県内他市の現状に照らし中庸の水準とし、保育事業の適正な運営に必要な負担を求めるものでございます。

6 子育て支援事業については、仕事と家庭の両立・育児支援等から必要とされるためでございます。

続いて、はねていただきまして、161ページ、提案第14号「生活保護事業の取扱いについて」、朗読いたします。

生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業については、新市の福祉事務所において実施するものとする。

はねていただきまして、163ページ。

提案理由として、生活保護事業は国の制度でございまして、新市の福祉事務所が、祖父江町域及び平和町域の事務を引き継ぐこととなるためでございます。

はねていただきまして、167ページ。

提案第15号「その他の福祉事業の取扱いについて」、朗読をさせていただきます。

提案第15号 その他の福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 老人医療助成の受給対象については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一をする。
- 2 乳幼児医療助成については、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する年度末まで、また入院は6歳の誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。

なお、財政状況を考慮し、対象年齢を拡大する方向で検討する。

- 3 母子家庭等医療助成の受給対象については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 原子爆弾被爆者健康管理事業については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。
- 5 引揚住宅事業については、当面現行のとおりとする。
- 6 災害見舞金制度については、稲沢市の制度に統一する。
- 7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、現行のとおり継続し運営するものとする。

はねていただきまして、169ページ、提案理由でございます。

- 1 老人医療助成については、制度の趣旨及び医療制度の改正等を勘案し、適正な助成制度とするものでございます。
- 2 乳幼児医療助成については、対象者等への影響を勘案し、県内他市の現状に照らして適正な水準とするためのものでございます。
- 3 母子家庭等医療助成については、制度の趣旨及び対象者の実態等を勘案し、適正な助成制度として実施するものでございます。
- 4 原子爆弾被爆者健康管理事業の制度を維持していくためのものでございます。
- 5 引揚住宅事業は施設の必要性について、さらに検討の必要があるためのものでございます。
- 6 災害見舞金制度は、住宅の災害復興及び福利厚生を目的とする救済制度として必要で

あるためでございます。

7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、健康増進又は福祉向上に必要な施設ということでございます。

以上、大変、端折った説明でありましたが、提案を終わらせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、提案第5号から第15号まで一括提案をさせていただきました。

これらの審議につきましては、次回にお願いすることといたしますが、ただいまの第5号から第15号までの中で、特にご質問をいただくものがあれば、この際いただいておりますが、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

野村英治 委員（祖父江町）

祖父江町の野村でございます。

今、提案されましたが、特に第7号から第15号まで、なかなか祖父江町にとっては厳しい提案ではありますので、これはもう少し各市町の方々に何とかご理解を得て、もう少しお願いをできんかなあと。

本当に厳しい、祖父江町にとっては提案でありますので。

当然、次回のときにはわれわれとしてもいろいろな相談をし、また審議をさせていただきますが、今の提案ではなかなか厳しい状態でありますので、少し考えていただけると助かるなという気持ちがあります。

そのネタについて、やはりこの提案ではないと難しいという財政の問題もありますけれども、もう少し考えていただけると助かるなと思いますが、それについてちょっとお伺いしたい。

議長（服部幸道 稲沢市長）

提案第7号から以降のそれぞれの問題につきまして、野村委員の意見、十分ご理解させていただくのですが、なにせわれわれも制度の中で泳いでいかないといけないという立場もあります。

事務局のほうにお願いをするのだけれど、できる限り制度の中身を吟味していただいて、制度に乗られるものは乗かって、少しでも市民の皆様方に、また住民の皆様方にご協力、ご理解が願えるように調整をしていただきたいと思います。

これにつきまして、事務局のほうで何かありましたらどうぞ。

事務局（大野紀明 事務局長）

ただいまご意見がございましたけれども、第7号から第15号までそれぞれ専門部会、それから幹事会で通してきましたので、意見として事務局として承っていくと。

この件については、それぞれのところで議論を戦わせてまいりましたので、最終的には財政で制度的にどうなんだ、将来的な問題を含めてどうなんだということで、すべてのところでやってまいりましたので、この件については、なかなか難しいかなということで、事務局としてはこのように提案をさせていただきましたので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ほかの委員、ご意見ありましたら。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

稲沢市3号委員の鈴木でございます。

各団体の補助金についてなんですけども、ここに数字が挙げられてきておりますが、これは行政側の方たちだけで挙げられた数字と受け止めてよろしいのでしょうか。

各団体にご相談されてこのような数字が挙がってきたのか、ちょっとその辺だけ伺いたかったのですが。

厚生部会構成員（福田勝行 稲沢市児童課長）

稲沢市児童課長の福田でございます。お答えをさせていただきます。

所管の母親クラブ、子供会につきましては、団体のご意見は伺っておりません。

それぞれこれまでの1市2町の状況を比較検討する中で、財政状況も含まれまして、こういう統一方式で行きましょうよという協議をさせていただいたものでございます。

従いまして、団体の補助金等については、下回ることはない形で調整がされておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
分かりましたか。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）  
ありがとうございます。

少し内容的に私たちの思いとずれがありますので、また後日、お話しさせていただきたい  
と思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
ほかにございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）  
はい。

野村英治 委員（祖父江町）

一つだけ細かいことでちょっと申し訳ありませんが、祖父江町においては今の巡回バスが  
あるんですけども、それについて有料にして3年後には廃止というような内容になってお  
りますが、今までは朝夕も無料でやっておりますが、せっかく有料にして、また廃止とい  
うことなんですが、これについても、やはり了解をされて提案をされたということでしょうか。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
事務所間の協議の……。

事務局（大野紀明 事務局長）  
事務局長の大野でございます。

巡回バスの件でございますが、これは幹事会でもいろいろ議論を重ねまして、現状ここに  
書いてありますように提案の理由で、やはり有料というのはいかがなものか、通勤バスの  
話はいかがなものかというようなお話がございまして、やはり通勤バスという形ならば有  
料が妥当、有料というか受益者負担というのは、当然いただくべきであろうという幹事会の中  
の話でございました。

それらの問題で通勤バスの状況を見ながら、それで巡回バスというのは各公共施設を回っ  
たらどうか。

これは他の自治体を見ても、空気を運んでおるのではないかとということがありま  
すので、当面はこのような受益者負担 100 円をいただいて、それで状況を見ながら、3年を

目途に廃止という方向でございますが、その状況を見ながら、またこれは新市になって考えていくべきであろうという幹事会での統一意見でございますので、よろしくお願いいたします。

幹事会につきましては、ご案内のように1市2町の助役以下でやっておりますので、ひとつよろしくお願いいたしますと思います。

これは幹事会と合同会議でやっています、合同会議でやっていますのは、3首長が入られた合同会議でもこのように方針を決めさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

3年間を見極めてということでございますので、廃止。

その3年たったから見極めてということですので、そのように。

多くの皆様方が活用していただければ、これも存続されるでしょうし、そういうことになるのではなからうかなと思います。

ほかの委員の方。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江町の天野です。

今、野村委員のほうから話があったわけですけど、この新しい市がどういう姿になるのかというのが、市民、町民、非常に興味を持っていると思うんです。

現在の稲沢市になるのではない、新しい市ができた時、どういう姿になるのかというところでありますけど。

今日、野村委員が総称的に言いましたけど、内容的に見た場合に、この際切れるものは切っていこうという感じで、祖父江町民はそうのように感じると思います。

例えば、巡回バスの場合でも、名鉄バスが朝夕通っておったんですけど、これについては名鉄バスの事情の中で廃止がなされた。

その代替として朝夕のバスを走らせた、こういう経過があるわけです。

地域的な事情、それから歴史的な事情の中でこういうものが生まれていることが、ただ今回だけはそういう3年間、財政的な問題もあるし、受益者負担の原則に従って100円いただと、こういうのは解るんですけど、3年という数字が出ていますと、これは明らかに3年後においては切る方向で、3年という数字をわざわざ載せるということは、切るという前提

で書かれていると、そのようにしか受け取れないというのは実態だと思うんですよ。

私ども、これから祖父江に帰って、今回出されてきた内容、これらを見るわけですけど、これはあくまでも行政サイドで財政最優先に出された、住民の視点は本当に少ない視点でしか見てもらってないと。

こういう格好でしか見られないということで、先ほど野村委員が言いましたように、論議をして次の31日の中では、一定の方向付けなりご意見を申しますけど、そういうふうな感じでありますので、大きな気持ちで受け取っていただきたいというふうに要望をさせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

ほかにご意見は、ございませんか。

（発言する者なし）

ただいまのご意見を踏まえて、次回にはそうした議論をお願いしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これから提案をさせていただきます事業につきましては、また皆様方のさらなるご協議を頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、先に戻らせていただきまして、協議第1号「新市の名称」につきまして、進めさせていただきますと思いますが、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

協議第1号「新市の名称」につきまして、ご説明をさせていただきます。

3ページと5ページをお願いいたします。

まず、3ページでございます。

協議第1号 新市の名称について

新市の名称は、稲沢市とする。

平成15年8月27日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

続きまして、5ページでございます。

前回の協議会におきまして、ご協議のほうを踏まえまして、昨年末の12月25日を締め切りとさせていただきます新市の名称の公募結果につきまして、概要の報告をさせていただきます。

5ページの結果のほうをご覧いただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、12月25日を締め切りといたしまして、1市2町のお住

まいの皆様を対象に新市の名称公募をいたしました。

公募はがきは、『合併協議会だより』に刷り込みをさせていただきまして、1市2町に合計でございます45,500枚の配布をいたしました。

その結果、2,217件、パーセントで申し上げますと4.87%のご協力をいただいたという内容のものでございます。

この中で、複数の名称候補を記入いただいたものや、住所や氏名をご記入いただけなかったものなどを除きますと、2,076件を有効といたしまして集計をいたしました。

応募された名称でございますが、全部で146点ございました。

これらにつきましては、1月5日に開催いたしました正副会長と幹事の合同会議におきまして報告をさせていただきまして、前回協議会におきまして承認をいただきました「新市の名称の決定方法」に従いまして、本日、応募票数の多いものから5候補を協議会に報告させていただくものでございます。

順にご報告いたしますと、「稲沢市」応募票数1,373枚でございました、「平和市」応募票数126枚、「中島市」応募票数110枚、「国府宮市」応募票数93枚、「西尾張市」応募票数34枚が上位5候補でございました。

これらにつきましては、すべて漢字書きの表記のもの集計でございます。

なお、前回の協議会におきましてご承認をいただきました「新市の名称の決定方法」によりますと、本日の会議に報告をさせていただきました名称候補につきましては、協議会における協議により新市の名称を決定するということになってございます。

よろしくご協議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま説明と公募結果の報告が終わりました。

このことにつきましてご質問、ご意見が頂戴いただけたら幸いです。

ご意見ありましたら、頂戴いたしたいと思っております。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

野村英治 委員（祖父江町）

確認をさせていただきたいのは、今のこれは票数が決定ではありませんね。

ここの五つの候補の中で選ぶということで、一番多いところを選ぶという話ではありませんね。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

はい、上位5位を新市名の候補として報告をして、その中から新市名を決定をしていただくというふうに、前回の協議会では確認をいただいております。

以上でございます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

内藤和秀 委員（稲沢市）

稲沢の内藤でございます。

割り算やればいいんですけども、この「稲沢市」からの五つで、ちょっとパーセンテージが電卓でたたいてあれば教えてください。2,076の内なんぼと。

それから、この五つのうちパーセンテージなんぼというやつが、分かったら教えてください。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

全体2,076に対して「稲沢市」につきましては、66.1%でございます。

この5つの合計1,736でございます。

これに対する割合は、「稲沢市」79.1%という結果でございます。

内藤和秀 委員（稲沢市）

あと、お願いできますか。

出ていなければ、しかたがないですが。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

出ております。

では、前後いたしますが、トータルで五つのパーセントを順次申し上げます。

「稲沢市」66.1%、「平和市」6.1%、「中島市」5.3%、「国府宮市」4.5%、「西尾張市」1.6%という結果でございます。

続きまして1,736、五つの数字の割合でございますが、「稲沢市」79.1%、「平和市」7.3%、「中島市」6.3%、「国府宮市」5.4%、「西尾張市」1.9%という結果でございます。

内藤和秀 委員（稲沢市）

はい、ありがとうございました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

この結果を踏まえて、委員の皆様方にお諮りを申し上げて、名称の決定をしていただくのが、この会の務めだと思います。

ご意見があれば、頂戴いたしたいと思います。

平和町長、何か……。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

平和町の伊藤でございます。

今日は遅れまして、大変恐縮しております。

今、市長のほうから、これについてというご発言を求められました。

先ほどからお話に出ていますように、五つのいわゆる上位5名称の中から、この協議会で決定するという最初の条項のとおりでございます。ここで皆さんに諮られるわけですが、私ども平和町としても「平和市」を望みましたが、この住民の応募状況から見ますと、「平和市」は駄目だなと、こんなように残念ですが、私どもも思っております。

皆さんの意見の中で、一番多い「稲沢市」ということに皆さんでご協議願って、私どもも住民にこのような数字の中で説明をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございます。

祖父江町長、意見を。

副会長（友松隆利 祖父江町長）

祖父江町長の友松と申します。

数字的には、今、発表があったとおりでございます。

ただ、この地域というのは、旧の中島ということだったので、そんな応募もあったわけですが、ただ私としては、ちょっと残念なのが全体的に応募された件数が非常に低かったと。

全体で4.87%という、非常に住民そのものが合併に対する関心度が、ちょっと私どもが期待しておるより低い数字であったということが、私のまず第1点目の感でございます。

しかしながら、こういう結果で出ておりますので、特にこの新市の名前については、やはり行政サイドそのものより、特に今日は「中島市」が非常に少ないわけですが、特に3号委員の方々が、一般住民としての考えを重要視していただいて、決めていただければいいのではないかなと思っております。

以上でございます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

恒川宣彦 委員(平和町)

平和町の恒川です。

ここまで来るには相当の時間がかかって、いろいろのご意見が出、そうした中で、やはり住民参加を求めて公募ということで、そして今日に至ったと。

あくまでも、やはり票数が多ければ、そこへ持っていくより方法はないと私は思います。

この中で、「稲沢市」と「平和市」、「中島市」がわずかの差で競っておりということになれば、これはまた話は違ふと思うんですが、これだけの差ができちゃったんですから、当然これは住民の皆さんが、「稲沢市」ということを要請しておられるだろうと思っております。

先ほど祖父江の町長も言われましたが、4.何パーセントということは、いかに住民の皆さんは関心がなかったかなというようにも、逆にいえば取れるわけですが、私どもとしては、うちの町長が言われましたように、やはり票の多いというより、大多数の票が66.1%というパーセントになるそうですので、私は「稲沢市」でこれで幕を引いたらどうだというふうに思います。

以上です。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ありがとうございます。

3号委員さん、どなたか意見をいただけたら幸いです。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

山内孝三 委員(祖父江町)

祖父江町の山内でございます。

まだ、今日こういう名称が発表されたばかりでありますので、結果としては「稲沢市」になるかも分かりませんが、持ち帰って次のときに決めていただくのがよいと思いますが、どんなものでしょうか。

今日決めなければいけないものか、その辺もお聞かせをいただきたいとします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

時間的に事務局のほう、他の事務との差し繰りの状況はどうですか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

次回には必ずお決めにいただければ、それで、内容的には進むかと思えます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局のほうの答えもそうですので、きちっと次回にはお決めいただくということで、代表の皆様方もそれなりに、集約がお願いできたらと思えます。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

なければ、次回にきちっとお決めにいただくということで、お願いいたしたいと思えます。

どうぞよろしく、お願い申し上げます。

続きまして、協議第12号「地域審議会の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

7ページをお願いいたします。

協議第2号「地域審議会の取扱いについて」でございます。

この地域審議会につきましては、白紙提案という内容になってございます。

地域審議会については 　　とする。

平成15年10月21日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合同協議会会長 服部幸道。

事務局のほうから若干補足説明をさせていただきますと、この地域審議会の取扱いにつきましては、第3回のところで提案をさせていただきますと、その後、現在まで継続という形になってきておるわけですが、この地域審議会につきましては、前にもご説明をさせていただきましたように、設置する場合におきましては、合併前にいわゆる新市の発足前に1市2町のすべての議会の議決を得て、いわゆる協議をすることによりまして、合併後にこの地域審議会が設置できるという内容のものでございます。

一連の手続きがあることを事務局のほうから、前回は報告をさせていただきましたが、改めて報告をさせていただきますと、説明に代えさせていただきます。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局の説明が終わりました。

これにつきましてご意見をいただきたいと思いますが、すべての議会で議決を受けないといかんということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

内藤和秀 委員（稲沢市）

稲沢市の内藤でございます。

今、渡辺さんのほうから説明がありましたように、私ども稲沢市は、地域審議会はいいのではないかというお話を3回にさせていただいて、3回ではないかな、とにかくさせていただきました。

しかし、今お聞きしますと、合併前にもし1か所でも地域審議会を設けるということであると、もう一遍の確認ですが、三つの議会がきちっとそれを通していかないといかんと、こういうことですか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

はい、そのとおりです。

内藤和秀 委員（稲沢市）

そうですか、分かりました。

どこかのところだけが、やればいいというものではないということですね。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今のお話のように、3回目のお話の中にもありましたが、祖父江町のほうでは何とか審議会を設けていきたいというお話でございましたし、平和町のほうはその必要はないというお話の中で、再度、町に持ち帰って協議をしていただくというお願いをしておったわけですけど、町長、どんなものでしょう。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

天野 晋 委員（祖父江町）

町長に先にしゃべられると、しゃべりにくくなりますので。

私どもとしましては、先ほども若干申し上げましたけど、非常に合併によって祖父江町地域というのは激変するという背景があって、新しい市の姿、また祖父江町地域の姿がどうなるかというのは、非常に激変しますから、いわゆる行政のスタイルというのが変わってくるというところがありますので、私どもとしては、稲沢市、平和町には大変ご心配をかけますけど、ぜひ祖父江町だけでも審議会を設置していただくように議会の皆さんにもお取り計らいを願って、この合併を完成させていきたいと、かように考えておりますので、ぜひ審議会を祖父江町だけでも設置をお願いしたいと、ただお願いするだけでございますけど、よろしく申し上げます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

山内孝三 委員（祖父江町）

祖父江町の山内でございます。

編入される側というのは本当に将来に不安を抱いておると思いますので、また議会と違った面で発言ができる、意見が言えるという場としても、ぜひ地域審議会は設置してほしいと考えております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ほかの地域の皆様方は、どうでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

稲沢市3号委員の鈴木でございます。

私はいらないと思います。

やはり議員の皆さんの特例をつけたということで、できれば、まだ祖父江町はもうすぐ選挙があると思うんですけど、その分で働いていただいて、地域の皆さんに最後その合併がうまく進めるように働いていただくのが、一番いいのではないかと思います。

また、新たにこういう審議委員の方を設けるというのも、私たち3号委員がここに出てきておりますけれども、なかなかそれだけ働きはできないと思うんです。

また、こういう地域審議会の方たちの勉強会なら、また一から始めなければいけないので、ぜひやっぱり議員の皆さま方にご努力を願って、お願いしたいと思っております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

平和町の3号委員、どうでしょう。

（発言する者なし）

こうした地域や組織が方向付けされる中で、他の合併問題の中で、尾張事務所長、どんなことになるでしょうか、こういうことになるかと。

古池 庸男 委員（愛知県尾張事務所長）

私のほうから少し本当は控えたい事案ではありますが、ただ一言だけ申し上げると、地域審議会というのは、ご案内のとおり新市の建設計画を担保する機関として設置されておるわけですね。

それは、ともすると合併によってある一定の旧市町の状況が、その合併によって薄くなる恐れがあるというのを担保する意味合いも、実は一方にあるわけですね。

先ほど稲沢市の鈴木さんがおっしゃたように、それを越えられる、あるいはそれを補えるシステムがあれば、それはまた一つの対応の仕方であろうと思うわけですね。

それは、彼女の言うところによると、在任特例の一つによって、その地域の声が大いに反映されるであろう、というのはその一つでありましょうし、それから、もう一つは建設計画の中にそれぞれを確実なものとして謳い、それを確実なものとしてやっていくという、それぞれの構成市町の確認だろうと思っています。

そういうことによって、建設計画の担保をするということになるわけでありまして。

それから、建設計画のあるいは管理ということになるものですから、その後は、あるいはその変更については、そういう形でつくられた新市の計画を確実なものにしていくという新しい市の姿勢であろうと思うんです。

あるいは、それを担保する仕組みをどういうふうにしていくかという運用面であろうとも言っておりますので、こうした形で審議会という法定のがちとした組織をつくるのが、必ずしも要求されるのかどうか。

あるいは、それはその地域の地形的な問題、あるいは地理的な条件、あるいはそこにある地変的な従来の行政に対する運用の関わり具合とか、そういうものが総合的に判断されて、この地域審議会を設置するかどうかというのは、議論されればいいのではないかなと思っております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

これから組織、合併が進んでいく中で、やはり議員の相互のコンセンサスを得ながら、行政を進めさせていただくのが多いかと思えますけど、1か所だけがそうして地域の審議会を設けて、いちいち後戻りをしながら行政を進めていくということは、非常に難しいことかなと思って、今、拝聴をしておるんですけども。

これは問題については、もう少し審議をしていただいて、この合併の委員方の相違も理解していただきながら、先ほどご指摘をいただいておりますように、まだまだ十分中身が満足いくところまで煮詰まっておらないということは、できる限りお互いが歩み寄っていただきながら進めていかないかんことかと思えます。

どうか、もう少しこれ時間をいただければいかなのかかなと思えますけど、事務局、この問題について、いつまでに結論を次回までにはもう方向付けを出さないと建設計画もできないことになるのかな、そこら辺の……。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

先ほども説明を申し上げましたように、第3回のときに提案をさせていただきます、もうこの時点まで継続という形でできております。

できれば、もう次回には必ず方向付けをしていただきたいというのが、事務局のお願いでございます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

恒川宣彦 委員（平和町）

平和町の恒川です。

これも名称と一緒に、毎回毎回これをやっておるわけだが、私どもも一応必要ないということをおっしゃるわけですけど、祖父江町がこれだけ固執をされておるで、ひとつ稲沢市も平和町も折れて、新市が何も損することはないので、つくったらどうですか。

これだけ固執してみえとるもん、そうでしょう。

これに伴うお金がものすごくかかるの、お金がかかれば報酬を安くすればいい、そんなもの。

それだから、報酬を無しなら無しでもいいし、そうでしょう。

だから、お金がかからないようにつくっておけばいいではないか。

それで、もう必要がなくなったら、会をやらずにおけばいいのだから。

これだけ固執しておるものは融通してやらんと、後々また困っちゃうんだから、こんなもの、会長、どう思います。

私は、やっぱり話し合いだから全部が全部、談合ができないと思うけど、やっぱりこれだけ固執してみえるものは折れて、私もうちのほうの議員に丁重に頭を下げて、お願いをするつもり、稲沢市もそうしてやってください。

議長、何にも問題がないではないでしょう、別にけっちらかしたって、引っ付けたって、どう思いやすの。

議長（服部幸道 稲沢市長）

その審議会のあり方ですね。

問題は、議会に諮る前にするのか、後にするのか。

その審議会にどこまで審議をお願いするのか、議員方で当然審議をいただければできることができないとか、さらに意見をひとつ聞かないといけないということにつきましては、やはり行政を進めていく上におきましては、それぞれの事務事業を行っていく上で、それぞれの審議会も設けていかなければならないけれど、この合併協議会の方向付けの中で、また地域へ下がって審議を煩わして、協議会の議会に付していくということ。

きっと卵が先か、鶏が先かというようなことで、どのように何をお諮りしていくのか。

例えば、保育所一つの問題にしましても、そうした審議をどうしていくのかとか、バス一つにしても、ここでお諮りをして決められないから、もう一遍、地域審議会に下がってやるのか。

（「そんなことはない」という声あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

いや、それから、そうしたことがすべて地域審議会で、何を付していくのかと。

皆さん方で今一度ご意見をいただきながら、進めていかなければいけないことだと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

野村英治 委員（祖父江町）

この審議会の性質というものを、きちっと説明をしていただくと助かると思うのですが。多分、私たちの理解といたしましては、新市計画についてきちっと行われているかどうか

を見ていただくと、それが目的ではないかなと思うものですから、そこまでの細かいことについては多分ないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

改めて地域審議会の役割ということにつきまして、報告をさせていただきます。

いわゆる新市の長の諮問に応じて、審議をするということでございます。

内容といたしましては、新市建設計画の変更、例えば、計画の執行状況、後は総合計画、いわゆる基本構想等の関係につきまして、諮問をするという内容のものでございます。

これらのものが、主な地域審議会の審議をいただく内容というふうに、定義付けられておるといのが状況でございます。

野村英治 委員（祖父江町）

ですから、きちっとやられておれば問題ありませんし、そしてまた、変更があればそのときに市長のほうから委ねられると。

そういう結果でありますので、別にそれほどの煩わしさはないのではないかなと思うんですけど。

議長（服部幸道 稲沢市長）

恒川委員のほうからもこの際、地域審議会はどうだという話もあるわけですけども。

今、特例措置の中で議員の皆さん方にも参画をしていただくという中で、こうしたものも求めてきたという経緯もあるわけですが、今ご意見をいただいておりますように、皆でつくったらどうだという意見もございますが、これはまた、今一度お持ち帰ってもらって、それぞれの議会の意向も、聞いていかないといかんことになるのではないかなと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

副会長（友松隆利 祖父江町長）

祖父江町長の友松です。

地域審議会の主旨については、今、合併事務局の渡辺さんが言われたとおりでございますので、どうか、先ほど平和町の恒川議長も言われました、ひとつわれわれ祖父江町の議会の代表、それから地域3号委員の代表も同じような発言をしてみえますので、どうかその辺の意を酌んで、次回までに、ひとつそれぞれの中で再度ご検討を願って、次回のときに結論を持って出していただくように、私からもお願い申し上げます。

どうかよろしくお願いたします。  
以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それぞれまた市町、再度協議をしていただいて、次回にきちっとお願いしたいと思います。  
それで……。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

事務局、確認します。

1市2町、これ自治体三つが一緒になるわけですけど、その新市の総合計画をきちっと決めて、それから合併が動き出してからの話でしょう。

それで、今までの特例からいいますと、60名の議員で新市の議会を運営していただくわけですけど、そうした中で、祖父江町だけにそのあれをつくるということはいかんわけだね。  
いわゆる稲沢市も平和町長も祖父江町も、みんなつくなきゃいかんということか。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

事務局から説明いたします。

つくるのは平和町、また祖父江町のみでもできます。

ただ、私が説明申し上げたのは、設置につきましては、それぞれの議会の議決がないことには、設置ができないということを説明させていただきました。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

そうでしょう。

だから、祖父江町だけつくと言われたら、うちの議長はああいう発言をされましたけど、今まで第3回から4回、5回、6回、7回までを追ってきて、祖父江町はどうしても地域審議会をつくりたいんだと言われたら、祖父江町だけつくるということではできないのか、できるのかということだ。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

はい、できます。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

それでいいのでは、ないのですか、僕はそこまでね。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

それで、先ほど申しあげましたように、つくるにつきましては、1市2町それぞれの議会の議決が要ります。

議会の議決といたしますのは、合併の議決のときに併せて、この地域審議会のことにつきましても、議決をいただくという内容でございます。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

そうですね。

だから、祖父江町だけつくと言われれば、つくられてもいいんだがね。

全部の1市2町のすべての議会が、議決議決とあなたが言うものだから、そんな混乱していってしまうんですよ。

だから、稲沢市の議会が駄目で、平和町の場合はうちの議長があそこまで言われるなら、では行こうというような発言もされましたけど、一つの議会、祖父江町だけでもいいんですということなら、それでいいんじゃないの。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

いえ、祖父江町の議会だけでは、駄目です。

つくるという設置の議決は、1市2町すべて要ります。

ただ、つくる場所につきましては、祖父江町のみでも置くことができるということの意味が違います。

置くことは、祖父江町のみ地域審議会を置くことができるのですが、その置くことについても、1市2町の議会の議決が要るという前提でございます。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

だから、それは議会から議長方が出てみえるから、それをきちんとしてくれないと、今聞いておると、おかしなふうに発言していってしまうものだから。

祖父江町だけでもいいけれども、稲沢市も平和町も祖父江町に地域審議会ができるということも議決するわけだろう。

そういうことでしょう、だから、その辺をきちんとしてくれんと。

今うちの議長が言われるように、うちは反対だけど円満に行こまいかというような発言もされたですけれども、その辺をきちんとしておいてください。

吉川 昭 委員（稲沢市）

稲沢の吉川です。

これは議会のことですので、一度、最終的には次回ということで。

平和町の議長がいいとおっしゃったんですけど、稲沢のほうも議会の中で、一遍調整を取っていただいて理解をしていただくように。

せっかく提案をしたが、否決するようなみっともないような話はいけませんので、それはそれなりに、一遍議会の調整も各市町、まあ祖父江町は言ってみえるのでいいと思いますけど、そこらのところを調整していただいて、最終的に次回のときに決めていただくようお願いしたいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

内藤和秀 委員（稲沢市）

稲沢市の内藤であります。

今、助役からお話がありましたけれども、方向性として次回ということに決まったので、私も議長として、やっぱり28人の議員がおりますので、よりよく相談を今度の次回まで、きっちりとしていきたいというふうに思っております。

ただ、ちょっと残念には思うんでありますけれども、議員の数が在任特例を使うものから、十分活躍していただけるでしょうし、議員の皆さんの資質も十分おありになるというふうに思いますので、その辺のところを次回までに、もし好転ができれば、誠にありがたいと思っております。

私のほうもよく調整をしてみたいと、このように思っております。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、審議会の問題につきましては、次回にきちっと名称と合わせて、方向づけをしていただくということとさせてよろしゅうございますか。

（「はい」という声あり）

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、そのように進めさせていただきます。

それから続きまして、協議第3号「町名・字名の取扱いについて」、事務局、説明をしてく

ださい。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

協議第3号につきましては、朗読を持ちまして説明に代えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

協議第3号 町名・字名の取扱いについて

- 1 稲沢市における町の名称及び区域は、現行のとおりとする。
- 2 中島郡祖父江町及び中島郡平和町における字の名称については「大字」「字」を削除するとともに、大字名を町名とする。

なお、区域については、現行の字の区域のとおりとする。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局の説明が終わりました。

この問題につきましては、議員の皆様方ご意見も頂戴をしてみたいと思いますが、どなたかご意見ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。

織田克己 委員（平和町助役）

平和町の織田です。

今日、新市の名前がちょっと決まっていませんし、うちのほうも一応新市の名前が今日決まると。

そして、次回のときに字名については、最終的に決めてまいりたいというふうに議会のほうにもお願いしてありますので、31日まで待っていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、織田委員のほうから新市の名称が決まり次第、字名も併せて調整をお願いしたいというご意見でございますが、ほかの委員方、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

ご異議もないようでございますので、それでは次回のときに新市の名称と併せて協議を願うこととさせていただきます。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

お認めをいただいたものとさせていただきます。

その他の協議事項、何かありますか。

事務局(奥田康生 事務局主幹)

協議事項ではございませんけれども、合併協議会の開催予定ということで177ページ、お願いいたします。

第8回の協議会につきましては、日時、平成16年1月31日、土曜日、午後1時30分から4時30分まで祖父江町総合センターの研修室で、ここに掲載してございます内容でもって、開催をいたしますのでお願いいたします。

それから、第9回協議会については、平成16年3月13日、土曜日、午後1時30分から4時30分まで、稲沢市勤労福祉会館において、内容に掲げてございます案件で、お願いをいたしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま事務局の報告をさせていただきました。

次回の協議会につきましては、1月31日、午後1時半からお願いをするわけでございます。

第9回につきましても、ただいま説明を申し上げたとおりでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

後は、事務局よろしいですか。

事務局(大野紀明 事務局長)

事務局長の大野でございます。

今日の協議会はこれで終わらせていただきますけれども、終わった後に引き続いて、委員の皆様方にちょっとご相談させていただきたい点もございまして、時間は20分ほどで終わらせていただきたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいまお聞きのとおり委員の皆様方には引き続き、何かお願いを申し上げたいことがあるそうでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第7回の協議会、本当に皆様方のご協力の中で進めていただきありがとうございました。

次回にお願いする事項がたくさんございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

午後4時10分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名捺印する。

平成16年 1月26日

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

議 長 服 部 幸 道 印

議事録署名者 中 村 治 男 印

議事録署名者 鈴 木 恵 理 子 印